

令和 6 年 第 2 回

芦北町議会 6 月定例会会議録

開会 令和 6 年 6 月 1 2 日

閉会 令和 6 年 6 月 1 4 日



熊 本 県 芦 北 町 議 会

令和6年第2回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
6月12日	水	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 議員派遣の結果報告 行政報告 町長の提案理由説明 一般質問 （散 会）
13日	木	休 会（議事整理）
14日	金	本会議（開 議） 議案審議 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

	第 1 号（6 月 1 2 日）	頁
1	議事日程 - - - - -	5
2	出席議員氏名 - - - - -	5
3	欠席議員氏名 - - - - -	5
4	説明のため出席した者の職氏名 - - - - -	5
5	事務局職員出席者 - - - - -	6
6	開会 開議 - - - - -	13
	第 1 会議録署名議員の指名 - - - - -	13
	第 2 会期の決定について - - - - -	13
	第 3 諸報告 - - - - -	13
	議長諸般の報告 - - - - -	13
	議員派遣の結果報告 - - - - -	13
	行政報告 - - - - -	13
	第 4 町長の提案理由説明 - - - - -	13
	第 5 一般質問 - - - - -	14
	（1）2 番 楠原清照君 - - - - -	14
7	散 会 - - - - -	32
	第 2 号（6 月 1 4 日）	頁
1	議事日程 - - - - -	35
2	出席議員氏名 - - - - -	36
3	欠席議員氏名 - - - - -	36
4	説明のため出席した者の職氏名 - - - - -	36
5	事務局職員出席者 - - - - -	36
6	開会 開議 - - - - -	37
	第 1 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて 令和 5 年度芦北町一般会計補正予算（第 8 号） - - - - -	37
	第 2 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について - - - - -	38
	第 3 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について - - - - -	39

第4	報告第1号	一般会計の繰越明許費繰越計算書について	40
第5	報告第2号	一般会計の事故繰越し繰越計算書について	41
第6	報告第3号	有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について	41
第7	報告第4号	有限会社御立岬の経営状況の報告について	42
第8	議案第50号	令和6年度芦北町一般会計補正予算（第1号）	44
第9	議案第51号	令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	47
第10	議案第52号	令和6年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）	47
第11	議案第53号	令和6年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	48
第12	議案第54号	芦北町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について	49
第13	議案第55号	芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	50
第14	議案第56号	芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について	50
第15	議案第57号	芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	52
第16	議案第58号	工事請負契約の締結について	53
第17	議案第59号	工事請負契約の締結について	54
第18	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	55
第19	議員派遣の件について		56
	（一括議題＝第20から第23まで）		
第20	総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出		56
第21	建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出		56
第22	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出		56
第23	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出		56
7	閉会		57

芦北町議会定例会会議録

令和6年6月12日（水）

令和6年度第2回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年6月12日

午前10時 開会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定について

第3 諸報告

議長諸般の報告

議員派遣の結果報告

行政報告

第4 町長の提案理由説明

第5 一般質問

（散 会）

2 出席議員（12名）

1 番 百 田 翔 吾 君

3 番 長 口 隆 君

5 番 坂 本 登 君

7 番 白 坂 康 浩 君

9 番 宮 尾 秀 行 君

13 番 元 山 秀 志 君

2 番 楠 原 清 照 君

4 番 林 田 燿 宏 君

6 番 寺 本 順 一 君

8 番 草 野 安 道 君

10 番 川 尻 成 美 君

14 番 宮 内 道 則 君

3 欠席議員（2名）

11 番 寺 本 修 一 君

12 番 岡 部 恵美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名（15名）

町 長 竹 崎 一 成 君

教 育 長 岩 田 繁 義 君

企画財政課長 白 坂 達 也 君

住民生活課長 田 中 公 広 君

健康増進課長 田 代 忍 君

商工観光課長 釜 辰 信 君

副 町 長 藤 崎 正 司 君

総 務 課 長 松 本 俊 造 君

税 務 課 長 佐 竹 貴 幸 君

福 祉 課 長 池 田 康 浩 君

農林水産課長 梶 浩 之 君

建 設 課 長 鎌 倉 博 之 君

上下水道課長 平 田 秀 臣 君 教 育 課 長 宮 島 昭 典 君
スポーツ・文化振興課長 岡 田 謙 治 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 窪 田 和 彦 君 次 長（主幹） 鎌 田 富 士 夫 君

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 令和6年第1回水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 令和6年3月22日（金）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール
議 題 令和6年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計予算 外
- 3 芦北町有害鳥獣被害防止対策連絡協議会総会
期 日 令和6年4月22日（月）
場 所 芦北町役場 大会議室
内 容 令和5年度事業報告及び決算報告について 外
- 4 熊本県町村議会議長会（議長研修・臨時総会）
期 日 令和6年5月14日（火）
場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）
内 容 議長研修
講演：「地域公共交通政策の今後～自治体の役割、そして議員への期待」
講師：名古屋大学大学院環境学研究科教授 加藤 博和 氏
臨時総会
議題：監事1名の補欠選挙
- 5 全国町村議会議長会（議長・副議長研修会）
期 日 令和6年5月21日（火）
場 所 東京国際フォーラム（東京都）
内 容 講演：議員のなり手不足は「住民自治の危機」：その打開の道を探る
講師：大正大学教授 江藤 俊昭 氏 外
- 6 熊本県町村議会議長会（熊本県関係国会議員への要望）
期 日 令和6年5月22日（水）
場 所 ホテルグランドアーク半蔵門（東京都）
内 容 熊本県町村議会議長会定期総会において決定した事項の要望
（県提出要望3件・各郡提出要望21件）
- 7 南九州西回り自動車道熊本県建設促進期成会総会
期 日 令和6年5月27日（月）
場 所 あらせ会館（水俣市）
内 容 令和5年度事業報告及び決算報告について 外

- 8 水俣・芦北地域振興財団理事会
期 日 令和6年5月30日（木）
場 所 ホテル熊本テルサ（熊本市）
内 容 令和5年度事業報告及び決算報告について 外
- 9 水俣・芦北地域振興推進協議会役員会
期 日 令和6年6月3日（月）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合
内 容 令和5年度事業報告及び決算について 外
- 10 南九州西回り自動車道早期実現期成会総会
期 日 令和6年6月7日（金）
場 所 あらせ会館（水俣市）
内 容 令和5年度事業報告及び決算について 外

令和6年6月12日

芦北町議会議長 宮 内 道 則

芦北町議会議長 宮内道則様

芦北町監査委員 井川良一

芦北町監査委員 長口 隆

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

令和6年5月31日

3 検査実施日

令和6年6月10日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳計現金	1,666,983,741 円
	一時借入金	0 円
	基金に関する現金	6,717,272,359 円
	歳入歳出外現金	88,224,410 円
	計	8,472,480,510 円
水道事業会計		360,086,398 円
下水道事業会計		53,755,471 円

議員派遣の結果報告

1 町村議会議長・副議長研修会（全国町村議会議長会）

（１）目 的 分権時代に対応する議会の活性化に資するため

（２）期 日 令和６年５月２１日（火）

（３）場 所 東京国際フォーラム（東京）

（４）内 容 講演

演題：議員のなり手不足は「住民自治の危機」：その打開の道を探る

講師：大正大学教授 江藤俊昭 氏

演題：ハラスメントー自治体議員が注意すべきポイントー

講師：弁護士・元流山市政策法務室長 帖佐 直美 氏

演題：将来の地方議会を担うのは誰か？ー若者、女性、勤労者が参画する地方議会の実現ー

講師：慶應義塾大学法学部政治学科教授 谷口 尚子 氏

（５）派遣議員 元山秀志（副議長）

3 町村議会議長・副議長による県関係国会議員への要望活動（熊本県町村議会議長会）

（１）目 的 熊本県町村議会議長会定期総会決議事項要望

（２）期 日 令和６年５月２２日（水）

（３）場 所 ホテルグランドアーク半蔵門（東京）

（４）内 容 熊本県町村議会議長会定期総会において決定した事項を県関係国会議員へ要望 （県提出要望３件・各郡提出要望２１件）

（５）派遣議員 元山秀志（副議長）

令和６年６月１２日

芦北町議会議長 宮 内 道 則

令和6年第2回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	楠原清照	1 サテライト オフィスの現 状と将来展望 等について	① サテライトオフィスとは何か。 ② サテライトオフィスを本町が積極的に誘致するに至った経緯（目的、背景等）、また、どのような効果を期待しているのか。 ア．効果の例：税収・雇用・その他 ③ サテライトオフィス誘致活動に係る全国の自治体及び熊本県内自治体の動向等はどうか。 ④ 現在までに本町に進出している企業及び進出予定の企業の個別の業態等企業概要はどうか。 ⑤ 誘致にあたってどのような支援策、優遇策を講じているのか。 ア．国 イ．熊本県 ウ．芦北町 ⑥ 今後の誘致活動や将来展望をどのように考えているのか。	町長及び 担当課長
		2 介護保険事 業の現状や課 題等について	① 第9期芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画の概要はどうか。 ② 介護保険事業の財源構成はどうか。 ③ 介護保険事業のサービスの現状はどうか。 ④ 介護予防事業の活動の状況はどうか。 ⑤ わが町の第1号被保険者の介護保険料はどのような算定要素に基づき決定されたのか。	町長及び 担当課長

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
		3 能登半島地震被災地に対するわが町の支援の現状等について	① 本町が行った支援の内容はどのようなものか。 ② 派遣した職員の活動状況等はどうであったか。	町長及び 担当課長
		4 人口戦略会議が公表した「消滅可能性都市」報道について	① 公表された「消滅可能性都市」にわが町も含まれているが、本報道を町長はどのように受け止めているのか。	町長及び 担当課長

開会 午前10時00分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

ただいまから令和6年第2回芦北町議会定例会を開会します。

岡部君、寺本修一君から欠席届が出ております。

会議に先立ち、4月1日付けで新しい課長が誕生しておりますので、自席より挨拶を求めます。宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君） おはようございます。

4月1日付で教育課長を拝命しました宮島でございます。教育行政推進のため、一生懸命頑張っておりますので、議員皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 以上で挨拶を終わります。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配布の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮内道則君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 草野君及び9番 宮尾君の2人を指名します。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第2 会期の決定について

○議長（宮内道則君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から6月14日までの3日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月14日までの3日間に決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第3 諸報告

○議長（宮内道則君） 日程第3「諸報告」を行います。

議長諸般の報告、議員派遣の結果報告、例月現金出納検査結果及び町長の行政報告の内容は、議席に配布のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第4 町長の提案理由説明

○議長（宮内道則君） 日程第4「町長の提案理由説明」を求めます。

竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日ここに、芦北町議会6月定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご出席を賜り、ありがとうございます。

令和2年7月豪雨からまもなく4年を迎えます。最優先と位置付けた被災された方の生活再建も、7月の初旬にはすべて完了することになりました。

また、町の災害復旧工事についても、竣工率が80%を超える進捗となっておりまして、引き続き早期完遂に向け取り組んでまいります。

さて、日本気象協会の発表によりますと、九州北部地方の梅雨入りは、平年より遅い6月16日頃と見込まれておりますが、先月末には、鹿児島県、宮崎県に線状降水帯発生予測情報が発表され、本町においても緊張する場面がありましたが、160ミリ程度の雨量があったものの、幸い大きな被害はありませんでした。

今後とも、関係機関と連携し、気を緩めることなく、万全の体制で、今出水期に臨んでまいります。

それでは、本定例会に付議しました議案につきまして、ご説明申し上げます。

まず、令和5年度芦北町一般会計補正予算並びに芦北町税条例及び芦北町国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分に係る承認3件、一般会計の繰越明許費及び一般会計の事故繰越しに係る繰越計算書並びに有限会社あしきたマリンサービス及び有限会社御立岬の経営状況についての報告4件を提出しております。

また、令和6年度芦北町一般会計及び特別会計に係る補正予算4件、芦北町奨学基金条例の一部改正など条例改正を4件、工事請負契約の締結2件、人事案件1件の合計18件を提案しております。

ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（宮内道則君） 町長の説明が終わりました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第5 一般質問

○議長（宮内道則君） 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は1人です。通告書は、お手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質疑は許可しません。質問に当たっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、発言を許します。

楠原君。

○2番（楠原清照君） おはようございます。楠原でございます。

芦北町議会会議規則第60条第1項の規定に基づき、議長の許可の下、質問をさせていただきます。

さて、本日は、サテライトオフィス関連の質問から入らせていただきたいと思います。

私は、前々から、サテライトオフィス関連の質問を考えておりましたけれども、ようやく今回質問をさせていただけることとなりました。と申しますのも、サテライトオフィスには様々な企業が進出されておるようでございまして、それはそれで結構でございますけれども、なかなかその個々の企業が一体どういう企業活動をされておられるのか、また、我が町において企業誘致することにどのような利点や効果が本町町民にはあるのかなどについて、一般町民にはなかなかわかりにくいということもまた事実なわけでありますので、そのような町民の皆さんの理解度を踏まえ、質問したかったわけであります。

一般的な企業誘致であれば、例えば広い敷地に工場を建設するとか、雇用が発生するとか、進出による変化というものが目で見えるわけございまして、理解をしやすいわけでございます。一方、サテライトオフィス進出企業は、単体では比較的小規模であり、ものづくりの企業ではないようでございまして、さらに廃校舎などに入られていることもあり、内実がなかなかわからないわけでございます。そのようなことで、一般町民の認知度がやや低いのではないかと感じております。

しかし、サテライトオフィスとは、おそらく企業活動の新しい形態の一つなのであり、それに目をつけ誘致することは、当然のことながら地域振興や活性化、町民との交流など、様々な利点があればこそその誘致なんだと思います。このようなことから、今回、そもそもサテライトオフィスとは一体何なのか、またサテライトオフィス整備による企業誘致が我が町にどのような利益をもたらすのか、など質問することにより、その実際を広く町民に知らせ、正しく理解していただくことは、今後のサテライトオフィス関連の事務事業の円滑な展開において必要不可欠ではないかとの観点から、以下の質問をさせていただきます。

通告書1、サテライトオフィスの現状と将来展望について質問いたします。①サテライトオフィスとは何か。②サテライトオフィスを本町が積極的に誘致するに至った経緯、また、どのような効果を期待しているのか。③サテライトオフィス誘致活動に係る全国の自治体及び熊本県内自治体の動向等はどうなっているのか。④現在までに本町に進出している企業及び進出予定の企業の個別の業態等、企業概要はどうなっているのか。⑤誘致にあたってどのような支援策、優遇策を講じているのか。⑥今後の誘致活動や将来展望をどのように考えているのか。この6点について質問をさせていただきます。

次の質問に入ります。

先般、第9期芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画書をいただいておりますが、そもそも介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、2000年、和暦では平成12年に施行された介護保険法に基づき創設されておりますから、かれこれ24年が経過しております。

当時は、本制度の適正運用により高騰する医療費の抑制にも繋がるのではと期待されていたことを思い出します。さて、世にいわゆる団塊の世代とは、1947年（昭和22年）から1949年（昭和24年）までの3年間に生まれた方々のことでありまして、昭和22年生まれの方は今年77歳、昭和24年生まれの方が75歳となるわけでありまして。俗に言う2025年問題とは、この団塊の世代が75歳以上となる社会現象を指しているんでありまして、まさにこれからが、介護保険事業の本番が始まろうとしているわけでありまして。このような背景を踏まえ、第9期介護保険事業計画を策定されたものと承知しております。

ところが、やはりと申しますか、当然と申しますか、この計画が全国の自治体で策定され、出揃った段階で、新聞・テレビ等のマスコミでは、介護保険料基準額を各自治体別に比較して取り上げ、あそこは高い、こっちは安いとの報道しきりでございました。

そのような中で、幸いにも我が町は県下で最も安い保険料となっておるわけでありまして、これは、介護サービスを受ける必要のない健康な被保険者からすれば大変素晴らしいことではございますが、一方でサービスを受ける被保険者の立場に立ちますと、ニーズに対してサービスはしっかり対応しているのかということにもなるわけでありまして、保険者の制度の運用が配慮の行き届いたものなのかどうかと問われておるんだろうと感じております。

そのような観点から、以下の質問をさせていただきます。

通告書2、介護保険事業の現状や課題等について質問いたします。①第9期芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画の概要はどうなっているのか。②介護保険事業の財源構成はどうなっているのか。③介護保険事業のサービスの現状はどうなっているのか。④介護予防事業の活動の状況はどうなっているのか。⑤我が町の第1号被保険者の介護保険料はどのような算定要素に基づき決定されたのか。この5点についてお尋ねしたいと思います。

次の質問に入ります。

私は、前3月議会の一般質問において、危険度が高まっている日奈久断層帯大地震に備えよ、という趣旨の質問をさせていただきました。その質問の一つのきっかけとなったのが、本年元旦に発生した能登半島地震でございました。現状はマスコミ等から断片的に知ってはいるものの、その実態はやはり現地へ行かないとわからないわけではあります。とにかく、あまりに大きな被害の中、復旧は遅々として進んでいないかのような報道がなされております。そういう悲惨な現地に、我が町の職員が複数派遣され、復旧活動に当たられておことは、執行部からの報告により了解しておることであり、現地では大変な作業に当たられたわけでありまして、さぞ大変だったんだろうと推測しております。

その派遣職員の皆さんは、当然、被災現地で復旧作業に携わる中で、被災の状況を見聞きされておると思うわけです。私は、今回、その現地での活動状況等について、ぜひ知りたいものだと思います。そのご苦勞を共有したいと思ったからでございます。したがって、今回この一般質問という形をとりましたが、今後派遣報告会なるものを開催していただけるとありがたいと思います。

いずれにせよ、派遣は実に有意義なことでありまして、今後我が町でもその危険が予測されている大地震に対し、地震対策遂行の大きな力になることは間違いのないことであります。

そこで今回、通告書3、能登半島地震被災者に対する我が町の支援の現状等について質問します。①本町が行った支援の内容はどのようなものだったのか。②派遣した職員の活動状況等はどうであったか。この2点についてお尋ねしたいと思います。

次に移ります。

本年4月24日、人口戦略会議なる民間の有識者グループから、令和6年地方自治体持続可能性分析レポートが公表されております。議長は三村明夫、副議長は増田寛也となっております。議長の三村は日本製鉄社友名誉会長、副議長の増田は岩手県知事、総務大臣を経て、現在は日本郵政社長をなされております。

このレポートでは、全1,729自治体の4割にあたる744の自治体で、2050年までに20代から30代の女性が半減し、最終的には消滅する可能性があるという内容となっており、新聞・テレビ等のマスコミでも消滅がことさら強調され、センセーショナルに大きく取り上げられました。

その影響もあって、その後、複数の町民の皆さんから、「芦北は大丈夫ですか、なくなってしまうとですか」と尋ねられることも多くなりました。この消滅という響きが一般町民の皆さんにとっては大変衝撃的だったわけです。つまり、いかにも町の人口が消えてなくなるというふうにも聞こえたからだと思います。私自身も消滅とは一体何事かと、失礼だと思いました。言いつばなしの本レポートに少し頭に血が登りまして、自治体に対する配慮もなく、いたずらに不安を煽るような公表の仕方に疑問を抱いたわけでございます。それに、これは町長も腹かいているに違いないと思いまして、ぜひ一言言ってもらわねばということで今回質問をさせていただきます。

通告書4、人口戦略会議が公表した消滅可能性都市報道について質問します。①公表された消滅可能性都市に我が町も含まれているが、本報道を町長はどのように受けとめているのか。この1点についてお尋ねしたいと思います。

以上、通告書1から4までの質問に対し、ご答弁をお願いいたします。

ご答弁にあたっては、傍聴席にはっきり聞こえるように、大きな声でお願いしたいと思います。

これで壇上で質問終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（宮内道則君） 楠原君の1回目の質問が終わりました。

答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 楠原議員のご質問にお答えをいたします。

まず、主題3、能登半島地震被災地に関する件であります。

元日に能登半島地震が発生いたしまして、大きな被害が見込まれる状況でありましたので、発災当日、速やかに町の支援対策について検討を行うよう指示をいたしました。

具体的内容については、担当課長より答弁させますが、特に職員の災害派遣に際しては、60名近い職員が志願してくれました。県全体の調整の中で17名の派遣となりましたが、派遣された職員は、業務環境や道路状況、また、自然環境など厳しい状況下、令和2年7月豪雨の経験を踏まえ、高い志を持って活動し、成果を出してくれたものと確信しております。今後とも、状況に応じ積極的な支援活動を行ってまいります。

次に、質問の主題4の①でございます。

そもそも国の存立要件は、領土があって、人がいて、そしてそこに主権が確立されておるということでありまして、その三大存立要件の一つ、人口が減少しているということは、まさしく国力が低下しているということでありまして、地方消滅どころか国が消滅するんじゃないだろうかというのがですね、我々の持っている考えでありました。まさしくその状況にあるものと私は思っております。その総人口が減少する中で、国は具体的な解決策を示せないでいる一方、各自治体は人口減少への対応や独自の施策で地域づくりに取り組んでおります。

本町においても、「すべては次代を担う子どもたちのために」を基本理念として、少子化対策に取り組んでいるところです。不妊治療や妊婦健診の助成、子ども医療費や保育料、給食費の無償化など、誕生する前から18歳になるまで様々な事業を行い、対策を講じております。

こうした中で、国がやるべきことを地方創生の名のもとに地方に押し付け、人口が減少すれば地方に責任があるととられるような内容でありました。これまでの地域の努力や取組に水を差すものであります。楠原議員と同様であります。憤慨しております。人口は減少していくことを理解した上で、職員を始め町民の皆さんが、次代を担う子どもたちのために何ができるか、有形無形の何を残せるかを常に考え、行動する必要があると考えております。

今後も子育て支援に力を入れるとともに、熊本県や近隣自治体と協力しながら、交流人口の増加を目指し取り組んでまいります。先般の戦略会議は、民間の団体でありまして、公的な見解でないということを強調しておきたいというふうに思っております。

なお、残余の質問については、担当課長から答弁させます。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 質問主題1の①の質問についてお答えします。

すでにご存知と思いますが、サテライトオフィスとは、企業の本社や主要拠点とは別に、離れた場所に設置されたオフィスのことです。日本におけるサテライトオフィスは、情報通信技術を活用し、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方ができる場所として認識されております。

次に、②のご質問にお答えします。

本町では、以前から、雇用創出及び遊休施設の有効活用を目指して企業誘致活動を進めてきました。こうした中、熊本県が県南地域において、サテライトオフィス誘致の優遇措置を実施するとともに、水俣・芦北地域雇用創造協議会と株式会社MARUKUがサテライトオ

フィス誘致等に関する連携協定を結び、本町に対するサテライトオフィス誘致の打診を受けたことがきっかけとなっております。サテライトオフィス誘致に期待する効果としては、企業誘致に際して大規模な土地を要しないこと、使用しない公共施設等の有効活用が図れること、新規雇用や新たな人の流れを生み出すことによって定住人口の増加に繋がること、優良事例の創出による地方創生への貢献などが挙げられます。

次に、③のご質問についてお答えします。

地方自治体によるサテライトオフィス誘致の動きは全国的に活発化しています。これは新型コロナウイルスの影響でテレワークが増え、都市部の仕事を地方でもできるようになったためです。総務省の調査によると、地方公共団体が関与したサテライトオフィスの数は、令和4年3月末時点で1,348箇所となっております。

熊本県内においても、各地でサテライトオフィス誘致が進められており、令和元年度以降から本年3月末までの県内へのオフィス系企業の誘致数は98件となっており、そのうち本町が12件で県内町村ではトップの実績となっております。

次に、④のご質問にお答えいたします。

旧計石小学校跡のサテライトオフィス計石は、県内進出企業により組成された一般社団法人HALOに建物を貸し付けており、現在の進出企業としては7社が入居し、別に1社が入居準備を行っております。田浦支所2階、3階のサテライトオフィス田浦には、進出企業として5社が入居しているほか、地元で創業された訪問看護ステーションと行政書士事務所と合わせて7社が入居しております。進出企業の業態としては、すべて情報通信業、いわゆるIT企業となっております。

次に、⑤の質問についてお答えします。

国においては、都市部から地方への人の流れをつくるため、地方創生テレワーク交付金やデジタル田園都市国家構想交付金等を活用して、サテライトオフィス整備や定着の支援を行っております。次に、熊本県においては、町が行うサテライトオフィス整備補助のほか、入居企業に対するオフィス整備費や家賃等を補助する制度があります。芦北町においても、条件を満たした場合には、オフィス整備費の3分の1、家賃の半額補助、通信費の半額補助、町内から新規雇用の場合の補助などの優遇策を講じております。

次に、⑥の質問についてお答えします。

サテライトオフィス誘致は、企業を誘致して終わるということだけではなく、町の課題に対して企業とともに取り組み、ホップ・ステップ・ジャンプで、5年後、10年後の芦北町を作っていくという考えで進めております。これまで企業を集めるホップの段階であり、今年度から新たに地域おこし協力隊を2名採用し、町内企業と進出企業の交流や人材育成などに取り組むステップの段階、そして、5年後、10年後には進出企業と地域とが必要不可欠な関係となるジャンプの段階となることを目指しています。以上です。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 質問の主題２の①のご質問にお答えいたします。

第９期芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画につきましては、先般、議員の皆様にも配布させていただき、ご覧になられているかと思いますが、計画期間は令和６年度から令和８年度までの３年間となります。本町が目指す将来像を、「生涯健やかで みんなで支え合う 心豊かな暮らしづくり “長寿で輝く” あしきた」と定め、６つの基本目標を掲げております。１健康づくりと介護予防の推進、２社会参加・生きがいの推進、３包括的支援事業の推進、４認知症施策・権利擁護の推進、５地域の支え合いと安全・安心なまちづくり、６介護人材の確保と介護サービスの充実、以上の基本目標に基づき、今後の取組等を示しているものになります。

次に、②のご質問にお答えいたします。

介護保険の財源構成は、国、県、町の公費で５０％を負担し、６５歳以上の第１号被保険者の保険料で２３％、４０歳以上６５歳未満の第２号被保険者の保険料で２７％の負担割合となっております。よって、公費で５０％、保険料で５０％の財源構成となっております。

次に、③のご質問にお答えします。

介護保険サービスにつきましては、要介護認定の区分に応じて利用できるサービスが異なります。利用されているサービスは、要介護１から５の認定を受けた人で、医師の指示により看護師などが居宅を訪問し医療的ケアを行う訪問看護、日常生活の支援や身体の機能訓練を行う通所介護、いわゆるデイサービスなどの居宅サービス、特別養護老人ホーム等の施設に入居して利用する施設サービス等があります。また、要支援１、２の認定を受けた人で、自立支援と重度化防止を目的とした介護予防通所リハビリテーションなどの介護予防サービスがあります。

さらに、介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援１、２の人とその他対象者が利用できる閉じこもり予防通所事業や配食サービスなどがあります。

次に、④のご質問にお答えします。

本町では、平成１０年度から介護予防を目的とした「たっしやか会」を開始し、現在の「転倒骨折予防事業たっしやか会」に至っております。「たっしやか会」は、芦北町社会福祉協議会に委託し、健康チェック、運動機能向上、認知機能向上、口腔ケアなどの取組を継続して実施しています。また、「たっしやか会」とは別に、対象地域を広げた介護予防拠点事業も実施しており、いきいき百歳体操、ストレッチ運動など運動機能の維持向上を目的としたプログラムを中心に開催し、効果測定も実施しております。

次に、⑤のご質問にお答えします。

保険料の算定につきましては、人口や被保険者数、要介護、要支援者認定者数の推計を行い、各種サービスの利用実績や利用ニーズを踏まえて、今後のサービス利用者数と介護サービス給付費を算出いたします。そのうち、第１号被保険者が負担すべき２３％分の保険料を算定し、介護保険財政調整基金等の活用による保険料の上昇抑制を図り、被保険者に配慮し

た保険料額を決定しております。以上です。

○議長（宮内道則君） 松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） ご質問の主題3の①についてお答えをいたします。

発災後、竹崎町長より被災地支援について検討を行うよう指示があり、1月4日に内容を決定しております。支援内容ですけれども、一つ目に職員向けに義援金を募りました。32万円の義援金が集まりまして、輪島市と珠洲市にそれぞれ16万円ずつを送金をいたしてございます。

二つ目に、町民に対する支援の呼びかけとして、主要公共施設6箇所に募金箱を設置いたしました。合計134万5,000円余りの善意が集まり、2月と5月の2回に分けて、石川県の義援金口座へ送金をしております。

三つ目に、ふるさと納税の代理受入になります。町村で大きな被害が見込まれた能登町、中能登町、穴水町、志賀町の4町に対し、ふるさとチョイスの災害支援サイトを活用して1月9日から受入を開始し、3月末まで合計368万4,000円を受け入れ、各自治体に送金をいたしております。

最後に人的派遣については、被災地側の受援体制の構築が必要となりますので、正式な要請に即応できるように調整を進めておりました。国の応急対策職員派遣制度に基づき、1月18日に総務省から熊本県に対し、輪島市への対口支援の要請がありました。これを受けまして、熊本県、県の町村会、県の市長会が連携してチーム熊本を編成し、1月23日の第1陣から5月末まで合計21陣が派遣されておまして、本町からは17名の職員を11陣にわたり派遣をしております。なお、熊本県による対口支援は、5月末をもって終了をしております。

次に②の活動状況等でございますけれども、派遣先の輪島市では、他県の対口支援自治体と連携しながら、罹災証明書の発行に必要となります住家被害認定調査に従事をしております。調査対象は約30,000棟、1月25日から3月中旬頃までは1次調査として1班1日50件程度を目途に、建物の外観判定などを行っております。3月中旬からは2次判定が主体業務となりましたが、2次調査は1次調査の判定に疑義のある世帯の建物が対象で、調査対象は約5,000棟、1班1日3件程度を目途に、より詳細に建物の損傷程度及び割合を抽出し判定する業務を行っております。派遣の行程は、移動日も含めて9日間、石川県に宿泊地が確保できなかったことから隣県の富山県氷見市を拠点に早朝6時に出発し輪島市での現地業務に従事、20時頃にホテルに帰還し班別ミーティングを行った後の解散となるスケジュールでありました。

なお、社会福祉協議会からもボランティアセンターの運営支援、また避難所での介護支援に対し2名の職員が派遣されております。また、ボランティアで被災地支援をされた町民の方もいらっしゃるというふうに伺っております。以上でございます。

○議長（宮内道則君） 楠原議員。

○2番（楠原清照君） ご答弁ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきたい
と思います。まず、商工観光課長にお尋ねいたします。

先ほどはですね、進出企業の概要をご答弁いただきましたけれども、できましたならば会社名等も含めて、もう少し詳しくご説明をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

個別の企業につきましては、得意分野がそれぞれ異なり、Web制作やインターネットの
記事の作成、SNS等を利用したWeb広告、スマートフォンなどのアプリ制作、IT機器
販売やシステム保守、インターネット通信販売、テレワークによる事務事業受託などの多岐
にわたっております。

企業名につきましては、サテライトオフィス計石進出企業が、株式会社WEB TATE、
FunTech株式会社、株式会社Synworld Web、株式会社F. PRODUCERS、株式会社ナトーコンピュータ、株式会社CLASSY、株式会社LineWの7
社となっております。今後、スグクル株式会社が入居予定です。

サテライトオフィス田浦進出企業が、株式会社ヒトイロ、株式会社Isea、EXest
株式会社、株式会社ロッソ、株式会社ままよりの5社となっております。そのほか立地協定
を結ばない入居企業として、先ほども申しましたが、ももの木看護ステーション、麥生田行
政書士事務所の2社が入居しております。なお、各入居企業のもので、業務内容等に関する
詳しい資料につきましては、商工観光課でございますので必要がありましたらご確認ください。
以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 詳しくありがとうございます。

次にですね、サテライトオフィス誘致をですね、推進するにあたり、直面した課題等はど
ういうものがあつたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

これまで13社の企業と進出協定を結びましたが、進出はしたものの芦北町サテライトオ
フィスで働く人材がないという企業もあります。また、進出企業と町民や町内企業との交
流の機会がなく、進出企業の活躍の場が主に行政からの仕事を受けることに限られているこ
と、また、社員が長期滞在する際に宿泊する場所がなかったり、単身者向けの住まいが少な
かったりするなどの課題がありました。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） それではですね、その課題に対しては、実際具体的にはどのような取組
をしておられますか、お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

人材不足の課題に対しましては、昨年度から水保・芦北雇用創造協議会と連携しテレワーク人材セミナーを実施しております。また、進出企業から地域活性化起業人を町に2名派遣してもらっているほか、新たに優秀な地域おこし協力隊を2名採用し、サテライトオフィスの更なる利活用や芦北高校クリエイティ部の更なる活性化など、IT人材育成に携わっております。

進出企業の町内における交流については、商工会と進出企業が連携しDX推進に取り組むほか、進出企業を町内外に紹介するイベント実施も予定しております。住まいの課題については、移住体験住宅の活用など、関係各課と連携して取り組んでいきたいと考えております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ありがとうございます。

ということですね、今後の誘致活動や将来展望について、事例も含めてもう少し具体的に説明をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

例えば、昨年度に進出協定を結んだ企業が、ひとり親や子育て世代の働き方をよりよい形に変えることを会社の方針に掲げているほか、障害者向けのIT人材育成を行っている企業もあります。また、サテライトオフィスではありませんが、旧海浦小に進出した「おかえり集学校」は、高齢者を含めて様々な世代が集い、ITの学び場となるような取組もされています。

また、本年5月31日に、芦北町は、共立メンテナンスグループ及び芦北高校と連携協定を結び、未来型の有機水耕栽培の実証実験が行われ、白衣を着た農業の普及とともに芦北高校の生徒確保も目指します。このように、サテライトオフィスに限らず町の課題解決に繋がる企業の誘致を行い、企業と手を携えながら、様々な働き手が多様な働き方ができるような町になることを目指し、関係各課と連携をして、今後人口が減少しても芦北町民が暮らしやすく心豊かに生活できるまちづくりを目指し、交流人口、関係人口の創出に取り組んでまいる所存です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ご答弁、本当ありがとうございます。

質問1をまとめてみたいと思います。

1980年代に日本へ導入されたとされるこのサテライトオフィスでございますけれども、2020年から施行された働き方改革への対応や、コロナ禍による新しい職場の環境を創出すべく、企業においてテレワークやリモートワークの導入に拍車がかかったわけでございます。概念的には、その範疇にあるサテライトオフィスを活用しやすい業態の企業が、あくまでも従業員の働きやすさを第一の目的として進出してくる一方、我が町を含む誘致自治体に

としては、地域振興を図るための新たな企業誘致の一形態としてとらえ、取り組んでこられたようでございます。

先ほど申し上げましたように、企業はあくまでも従業員の働きやすさを目的としておるわけでございますが、それには会社内の環境のみならず、我が町であれば豊かな自然環境や落ち着いた生活環境も重要な要素になっているだろうと推測するわけです。本町のサテライトオフィスに進出してきた企業は、我が町の様々な誘致策も呼び水にはなっておることだと思いますけれども、やはり芦北にそれ相応の魅力を感じて来られたんだろうと思うわけです。

東京一極集中が昔から問題視されておりますけれども、未だに吸引力は強いようでございます。これは、人が集中することにより情報が集中し、お金が集中するということなわけでありまして、反比例して地方は衰退していくという構図は今も全く変わっていないと思うわけであります。そういう現状において、サテライトオフィス芦北は地方にありながらも、ICTの活用により距離と時間を克服し、業務に支障がない企業にとっては魅力的に見えるということだと思います。サテライトオフィスには、主に企業活動という面において、東京一極集中から脱皮できる可能性を秘めていると思います。大都市の対極にある地方の良さを感じていただければ定住に繋がるかもしれません。一般的な企業誘致はどこの自治体も取り組まれておりますが、アクセスがよく、広大な土地があるところはゴロゴロありますので、同じ土俵で戦ってもなかなか苦戦することは容易に想定されます。

私は、サテライトオフィスやテレワーク、リモートワーク、さらにはワーケーションという新しい働き方がどんどん出てきている現状に鑑み、世の中の動きを先取りして我が町の振興につなげることは大変重要であり、またこれまで我が町はそのような先進的な取組をされてきたわけでありますから、今後の企業ニーズとの調整を図りながらも、町内各所にサテライトオフィスを整備するなど、町のためになる企業の積極的な誘致に努められますことをお願いしておきたいと思います。町長のご所見もお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ただいま答弁もさせていただきましたが、紹介いたしました、報告いたしました企業のほかにもですね、いくつかやっぱり進出の希望があります。

しかし私どもは、その企業が果たして信頼性をおけるのか、あと継続的にできるのかという調査をですね、実は事前にやっております。それで、特に協定に当たりましては、必ず熊本県を間に入れるということでもあります。それで、県、町、そして企業、これが三位一体となって取り組んでいく、いわゆる安全性、或いは信頼性の担保をした上で、確認した上で取り組んでおるということでもあります。

これも課長が申し上げましたが、今、種をまいて、肥料をまいて育てている、水をやり育てておるところでございますから、これがだんだんだんだん成長するとともにですね、いわゆる、この、花を咲かせ実を生らせるところに、未来の姿をイメージしていただくと良いかと思うんですけども、今その段階でございますね。これは一朝一夕になるもんじゃございま

せん。一方ではですね、今、もう単位の自治体同士で綱引きをして、企業を誘致するんだと、生産工場を作るんだというですね、時代ではなくて、広域でやるということで、芦北町は2つの広域の中にですね、属しておりまして、1つは水俣芦北広域事務組合ですね、ここでの取組で、もう1つは、八代と芦北の定住自立圏協定を結んでおります。わかりやすく言いますと、大規模な企業の誘致はやはり八代の方が適地でありますので、そこをみんなで誘致に努力して、県ももちろん入って誘致して、そこに働く場を確保しようということであります。芦北町は居住の提供であるとか、アクセスをさらに整備することで、通勤圏内にですね、より今よりも身近に設定できるということで、そういう取組でおるわけでございまして、今後ともしっかりと。で、この中でですね、特に強調しておきたいのは、これも答弁がありましたけれども、芦北高校とのコラボであります。

芦北高校はご存知3つの科がございます。林業科、それと農業科、また福祉科がございますが、もう1つ科を設けるというですね、かなりこれはもう県を動かし県議会を動かさなきゃいけませんけども、今の中で、部活として、クリエイティ部のクラブを作っておりましてですね、これIT中心でやってるわけでありまして、これ進出企業が協力してくれておりますので、ここで優位な人材、もうですね、1クラスを構成できるぐらいのクラブ員を確保しておりますので、これはどんどんどんどん増えつつあります。これで将来のですね、就職の選択肢をですね、より増やしていくとか、時代に対応できるような人材の育成、併せて取り組んでおります。このITの活用というのは、農業分野にも林業でも水産業でも、そして介護の面、福祉の面でも生かしていけるわけでありまして、大いにこれに力を入れてまいりたいと思っております。

併せて、熊本県がすでに高校の再編にですね、取り組もうとしておりますので、葦北郡で唯一の高校でございますので、これは死守したいと思えます。そのためには、いろんなことを我々も取り組んでですね、各課と連携して取り組んで、これは手放せないなど、県教委がですね、判断するような、そんな環境を作り上げていきたいというふうに思っておりますので、今後とも議会とタイアップして頑張っていければと思っております。以上であります。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 詳しいお話ありがとうございました。

芦北高校はですね、そのうちまた一般質問させていただきたいと思えます。引き続きですね、通告書2について再質問いたします。福祉課長にお尋ねいたします。

我が町の介護保険料基準額は、全国及び県内自治体と比較して、どのような状況にあるのか、またそのような状態をどのように分析しているのか、お尋ねします。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） お答えします。

介護保険料基準額の全国平均は6,225円、県平均が6,190円、本町は4,991円となっており、県内自治体で最も低額となっております。本町の認定率は県内7位と高い水準

であることから、必要とされる各種サービスの利用に繋がっているものと認識しております。

一方、認定区分では、高齢化率が類似する県内町村と比較いたしますと、要支援１、２の割合が多く、要介護２、３の割合が少ない状況となっており、軽度の要支援認定者の割合が多いことから、１人当たりのサービス費が低く抑えられ、介護保険料算定に反映されているものと分析しております。これは、長年取り組んでおります介護予防により、転倒骨折による重度化防止への認識の広がりや、著しい身体機能低下の抑制及び自立支援の取組などの効果と考えております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○２番（楠原清照君） 次にですね、保険料基準額の今後の推移はですね、どのように見込んでおられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） お答えします。

全国的に介護保険料は増加してきており、第９期における全国平均額は過去最高となりました。令和２２年度には日本の高齢者人口がピークを迎えることから、介護サービス需要は今後も増える見込まれております。

本町における中長期的な推移としましては、計画にも示しておりますが、後期高齢者数のピークを迎える令和１２年度に６，９９３円と見込まれております。その後も、高齢者人口は減少するものの高齢者に占める後期高齢者の割合は増加していき、より介護度の高い利用者割合が増えるため、１人当たりのサービス費の増に伴い保険料基準額も増加するものと推計しております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○２番（楠原清照君） ありがとうございます。

それでは次にですね。介護サービス利用までの流れはどのようになっているのか、また、介護認定申請から結果がわかるまでどの程度の期間を要しているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） お答えします。

介護サービスを利用するために、まず町民の方々が、町の福祉課や地域包括支援センターへどのようなサービスを利用したいかご相談されます。その後、介護保険認定に係る申請を行っていただき、認定調査員による心身の状況及び日常生活の状況などの聞き取り調査や主治医意見書をもとに、週２回開催されます保健、医療、福祉の専門家から構成される介護認定審査会で総合的に審査し、要介護状態が決定されます。認定結果に要する期間につきましては、介護保険法において申請のあった日から３０日以内と定められております。

しかしながら、認定調査に日時を要するなど特別な理由がある場合には、これを延期することができるとなっております。認定までに期間を要する要因といたしましては、被保険者

本人の心身の不安定な状態により認定調査に期間を要したり、主治医意見書の提出に期間を要したりすることによるものです。今後も期間内の認定ができるよう努めてまいります。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 次にですね、所得が低い利用者のサービス料負担に対しては、どのような配慮がなされておられますか。お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） お答えします。

介護サービス利用者の負担割合につきましては、所得の状況に応じて1割から3割の負担が設定されており、住民税非課税など低所得の方におかれましては1割負担で利用できます。

また、同月に利用した介護保険サービスの利用負担が上限額を超えたときは、高額介護サービス費の制度があり、さらに、介護保険と医療保険の両方の負担額を年間で合算して計算する高額医療高額介護合算制度もあります。施設サービスを利用される場合は、通常は自己負担となる居住費等や食費に関して、低所得の人の施設利用が困難とならないように負担限度額が設定されており、それを超えた分は介護保険から施設へ給付されます。このように、所得が低い利用者への制度が設けられております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） どうもありがとうございます。

訪問介護サービスはですね、町内では2事業者で活動しておられるようですけれども、これはニーズに対して十分機能しているとお考えでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） お答えします。

要介護1から5の方が利用するご質問の訪問介護サービス、それと要支援1、2の方が利用できる訪問介護相当サービスである訪問型サービスがありますので、両サービスを合わせて申し上げます。

この2つのサービスは、自宅や養護老人ホームなどの施設の居室において身体介助や生活支援などのサービスを提供するものでございます。令和6年3月の利用者は全体で163人、そのうち自宅での利用者は92人となっております。現在、訪問介護事業者は町内に2事業者あり、サービスの提供を行っているところです。この2事業者の対応以外では、町外事業者を活用したサービスが提供されており、利用者のニーズに対応しているものと認識しております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） それでは最後になりますけど、介護保険事業の今後の展望についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮内道則君） 池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） お答えします。

本町におきましては、２０２０年（令和２年）に前期高齢者のピークを迎えました。その方々が後期高齢者となる２０３０年（令和１２年）には、医療、介護等の複合的ニーズを有する高齢者が増加すると見込まれております。このような状況を踏まえ、高齢者の自立支援と重度化防止の重要性から、今後も引き続き介護予防事業に取り組んでまいります。

また、医療、介護サービス、住まい、介護予防、日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの推進をするとともに、健全で安定した介護保険事業の運営に努めてまいりますと考えております。以上です。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○２番（楠原清照君） ありがとうございます。

それでは、この質問の２をまとめてみたいと思います。

今回は、第９期の介護保険事業計画が本年度から始まったこと、団塊の世代が後期高齢者になったこと、介護保険料基準額がニュースで大きな話題となったことなどを踏まえ、質問をさせていただきました。

２０００年から始まった介護保険事業は、これからまさに本番を迎えるわけでございます。したがって、本町におきましてもその運用は事業の持続可能性を担保しつつも、ニーズに的確に対応したサービスの提供と、介護予防の取組がますます重要になってくるのではと思います。そして本日のご答弁や計画書の内容を見てわかったことは、我が町では、本町社会福祉協議会に委託して実施しておる介護予防事業がしっかり機能しており、重症化予防等に一定の成果を上げていること、また介護サービスについても、県内７位の高い介護認定率を誇り適切なサービスが実施されていること、これらを踏まえた上において、熊本県で一番安い介護保険料基準額を達成していることなどでした。本年５月１５日の熊日５面の記事では、見出しが「「妙手なし」自治体悲鳴」、サブの見出しでは「介護保険料過去最高 高齢者増、抑制に限界」とありました。またその解説見出しでは「制度維持へ「痛み」不可避」とされていました。これを読めば、我が町の介護保険事業は大丈夫かいと言いたくもなろうというものです。

しかし、本町は今のところ、財政的にもサービスのにも、他の自治体と比較して円滑に運用されているんだなと感じ入った次第でございます。町民も少し安心するのではと思います。もちろん完璧というものはありませんので、今後も様々な課題が出てくるでしょうけれども、しっかりご対応いただきまして、持続可能な制度運用をお願いしたいと思います。

私は少子化対策も、それはそれで待ったなしなので推進せねばなりませんけれども、物事の順序として、これからの数十年間は、日本をこれまで繁栄させてきた団塊の世代を中心とした、その前後の高齢者の皆様の面倒というものを社会が最後までしっかりと見てあげることが、人の道であり最優先とせねばならないことではないかと思うわけでございます。個人でもそうなんです、やはり子は親を最後まで面倒見なければなりません。今後いろいろ

ろ大変でしょうけれども、芦北町第9期介護保険事業計画の始まったタイミングでの私の今回の質問は、本事業に携わるすべての皆さんに対するエールとさせていただきます。町長のご所見もちょっとお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 楠原議員の所見のとおりでございまして、足すことも引くこともありません。はい。今後ともですね、介護予防中心にしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、やがてみんながやっぱりですね、入っていく世界のことでもありますので自らのこととして取り組んでまいりたいと思います。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） 町長のような後期高齢者ですね、元気な、そういう健康寿命をですね、しっかりしてやられていただければと思うわけでございます。

それでは次にまいります。質問3の能登半島地震関連につきましての、具体的な再質問はいたしませんけれども、本当にお疲れ様でございました。

我が町は4年前の令和2年7月豪雨災害で甚大な被害を受けましたが、すでに災害復旧工事をはじめ、様々な面で順調に復旧を果たしつつあります。私はその災害の年の暮れに議員にさせていただき、3年半豪雨災害に向き合ってまいりましたが、一つ言えることは、この大水害がもしその自治体で発生した場合、どこも我が町のように順調にと申しますか、復旧するだろうと思ったらそれはやはり大間違いだということでもあります。

それはどういうことかと申しますと、行政事務レベルだけではこうはいかなかったということです。やはり、金子代議士をはじめとした関係国会議員や、当時の蒲島知事、竹崎町長の連携と政治力があって初めて成し得た早期復旧ではなかったかと実感しております。このことは一般町民の皆さんにはピンとこないかもしれませんが、一議員としてそばで見ておったからわかるわけでございます。行政組織は目の前の復旧に一生懸命取り組む、それをしっかりフォローする政治力、この構図が復旧を加速化させたんだと思います。どこでもうまくいくわけではないということです。能登半島地震災害復旧報道を見ていてそういうことを少し思いました。とにもかくにも今回職員の皆さんは貴重な経験をされてられました。また、我が議会からも百田議員がですね、自主的にボランティアで行かれたということで、大変お疲れ様でございました。これらの経験は、我が町の今後の地震対策にもきっと生きてくるであろうと思っております。これにつきましても、町長、最後ご所見をお願いします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 私、朝礼で、この能登半島に対する支援活動、行きたい者手挙げてくれと、バーッと挙がりましたね、多くの職員が。非常にうれしかったです。これはやはり痛みを覚えたものでないと、やっぱりできないことかなと思いましたね。職員を誇りに思いました。そして、余談にもなりますけども、佐敷小学校に私行きまして、全校生徒の前でお話をしたことがございます。この本町職員が多く手を挙げたことを話しました。皆さん方の前

で支援に行きたい人と言ったら、小学生子どもたちみんな挙げましたね。うれしかったです。こういうことは行政の取組、そして普段のご家庭での、地域でのそういった思いというものが、もう子どもたちにも伝わっているんだなということで、二度も感激をいたしたわけですが、今、いつ、どこで起きるかわからない災害でございます。今なお、我が町は令和2年度の被災した町としてよそから支援をいただいている、人的支援も来ていただいております。にもかかわらず、職員も手を挙げてくれたわけでありますので、今後ともしっかりとですね、まさかの場合は出動できるように、備えをしていきたいと思っております。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○2番（楠原清照君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、質問の4につきましてまとめたいと思います。

そもそも日本全体の人口は、今後も何十年にもわたり減り続けることは、もうこれは疑いようのない事実であります。それは、先ほどの町長のご答弁にあったように、基本的には国の責任なんだと思います。東京栄えて万骨枯る。この減少をまずは国がどうにかしなければならぬわけです。自然に任せておいたら一極集中となるのですから、強力な国策によってその異常さを改善しなければなりません。というより、国策によって一極集中したのではないかと勘繰ってしまいます。そのような意味で、国のこれまでの地方創生の取組は、その実効性という点では赤点であったと言わざるを得ません。

我が町も含めた先進地方自治体は、国に先んじて、限られた財源の中で精一杯、少子化対策、子育て支援をやってきております。特に我が町では、18歳までの医療費無償化や給食費無償化、保育料の完全無償化を県内他自治体にも先駆けて取り組み、激しい地域間競争を勝ち抜こうとしているわけです。しかし日本全体の人口問題で言えば、総人口が減少していく中の、限られたパイの奪い合いということでありまして、一抹の虚しさも感じるところでございます。ともあれ、人口戦略会議が言うところの消滅とは、自治体がそのままでは持ちませんよということであり、決して人口がゼロという意味ではないということ、ここで確認しておきたいと思っております。

しかし、人口が減るから自治体は持たないと申しまして、それならば、再度町村合併をせねばならないのかという方向に行くとするならば、私は多少疑問に思うところです。なぜなら、やはり地方行政というものは、基本的にそこに暮らす人々に密着していなければいけないと思うからでございます。ともあれ、人口減少の時代を嘆いていても始まりません。そういう時代であっても、社会の安定を保ちつつ、今生きている人々の不安を払拭し、幸せにすればいいだけのことであります。町長も先ほどのご答弁だけでは言い足りないこともありと思っております。最後に町長のご所見をお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この第1弾の増田レポート、そして今度第2弾でありました。全国町村会、熊本県町村会、猛反発をしておるわけでありまして、理由は冒頭に答弁したとおりで

あります。なぜ地方から人が減ったのか。まず挙げられるのが、働き口がない、働く場所がないということ、大企業とか会社がたくさんあるところへ、いわゆる都市の方へ行ってしまうわけでありまして、東京都が、人口は継続的に更新してですね、増えております。全部これは社会増でありまして、自然増ではありません。外から入ってきておるわけでありまして、一極集中がなお進んでおるということでもあります。

そもそもですね、国家の発展は、均衡ある日本国全土のですね、発展を目指すというのが国のですね、重大な使命であったはずなのに、一極集中を招いてしまったというのは、まさに私はですね、国の責任と思っています。これはヨーロッパ諸国に見られるようにですね、農工併進型の社会を構築していかなければだめなんです。一極集中じゃこうなることがわかっているわけでありまして。

それと、この人口減少問題は、すでにもう50年も前から予測されていたにもかかわらず、国は有効な手立てを打ちませんでした。今、いろんなですね、引き出しからやって、対策を練っていますが、多くの子育て世代、或いは結婚予備軍の方々に聞きます、何の魅力も感じないっちゃんですよ。効果的でないということもあったと思います。にもかかわらず、国はそれを進めようとしている、この均衡ある国土発展、元に戻すということ、それは農業地帯とですね、工業地帯が併存する、併進していく社会でありまして、商業はですね、それに伴ってどんどん発展しております。そこをですね、やらないとだめ、こういう場所にこそですね、国権を発動すべきなんだ、芦北町に企業誘致すればこれだけの特典を国が与えるということですね、国家がやればいいわけですよ。

町はですね、この人口減少対策に、どこもですね、自治体も汗を流してきました。知恵を出してきました。努力してきました。その結果このレポートで、さもですね、地方に責任があるような、とも取られるような表現が随所に見られるわけでありました。それはいささかおかしいということ言ってるわけで、然らばこれをどうするか、もう今世紀半ばは日本の人口は1億人を切ると言われております。8,000万、9,000万。熊本県の人口、今、170万おりますが、40万人熊本県減るんです。全部減っていくんですよ。で、国家形成がもう成り立たなくなる。そんな状況なのにですね、国はまだまだ地方、地方、地方、地方と言ってます。これはもう無理です。はい。この、やっぱり国家を救うというですね、国を救うという憂国の士がですね、早く出てくること私は期待しております。私があと10か20若かったら旗を揚げたかもしれませんね。はい。今、しかし、地方の声をまとめて、どんどんそれを申し上げていきたいと思います。交流人口、関係人口を増やすということです。

そういう中でも、さっきおっしゃいましたように、やっぱり元気なふるさとを創っていくんだ、これさえあればですね、消滅することありません。この先のレポートにつきましては、多くの学者がですね、反論しております。その反論の声がですね、実は小さいんですよ。メディアも小さく取り上げてます。そして、一方のだけ活字を大きくしたりしておりますけどね。両方のやつを同じレベルでボーンと挙げるべきですね。多くの学者がこれに反論をして

おります。理論立てで一つ例を申し上げます。東京都青ヶ島村、人口１５０人。江戸時代からずっと１５０人ぐらい前後してます。今も続いています。消滅しておりません。そこにはちゃんと村役場があって、村長さんがいて、そして副村長さんもいて、議会もございます。つい先般、昨年でしたが、２年前でしたか、村長選挙がありましてね、現職を新人が倒しました。村議会は６名の構成です。これに８人立候補して、激戦が展開されております。１５０人の村が立派に江戸時代からずっと続いているんですね。我が町もなくなりません。安心していただきたいと思います。以上。

○議長（宮内道則君） 楠原君。

○２番（楠原清照君） 最後、いいお話ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮内道則君） 楠原君の質問が終わりました。

これで一般質問を終了します。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

散会 午前１１時１５分

芦北町議会定例会会議録

令和6年6月14日（金）

令和6年度第2回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年6月14日

午前10時 開会

於 議 場

1 議事日程

- | | | |
|-----|---------------------------------|---|
| 第1 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて
令和5年度芦北町一般会計補正予算（第8号） |
| 第2 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて
芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第3 | 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて
芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第4 | 報告第1号 | 一般会計の繰越明許費繰越計算書について |
| 第5 | 報告第2号 | 一般会計の事故繰越し繰越計算書について |
| 第6 | 報告第3号 | 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について |
| 第7 | 報告第4号 | 有限会社御立岬の経営状況の報告について |
| 第8 | 議案第50号 | 令和6年度芦北町一般会計補正予算（第1号） |
| 第9 | 議案第51号 | 令和6年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第10 | 議案第52号 | 令和6年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第11 | 議案第53号 | 令和6年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第12 | 議案第54号 | 芦北町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第13 | 議案第55号 | 芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第14 | 議案第56号 | 芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第15 | 議案第57号 | 芦北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第16 | 議案第58号 | 工事請負契約の締結について |
| 第17 | 議案第59号 | 工事請負契約の締結について |
| 第18 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 第19 | 議員派遣の件について
（一括議題＝第20から第23まで） | |
| 第20 | 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出 | |
| 第21 | 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出 | |
| 第22 | 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出 | |
| 第23 | 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出
（閉 会） | |

2 出席議員（13名）

1 番 百 田 翔 吾 君	2 番 楠 原 清 照 君
3 番 長 口 隆 君	4 番 林 田 燿 宏 君
5 番 坂 本 登 君	6 番 寺 本 順 一 君
7 番 白 坂 康 浩 君	8 番 草 野 安 道 君
9 番 宮 尾 秀 行 君	10 番 川 尻 成 美 君
11 番 寺 本 修 一 君	13 番 元 山 秀 志 君
14 番 宮 内 道 則 君	

3 欠席議員（1名）

12 番 岡 部 恵美子 君

4 説明のため出席した者の職氏名（15名）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教 育 長 岩 田 繁 義 君	総 務 課 長 松 本 俊 造 君
企画財政課長 白 坂 達 也 君	税 務 課 長 佐 竹 貴 幸 君
住民生活課長 田 中 公 広 君	福 祉 課 長 池 田 康 浩 君
健康増進課長 田 代 忍 君	農林水産課長 梶 浩 之 君
商工観光課長 釜 辰 信 君	建 設 課 長 鎌 倉 博 之 君
上下水道課長 平 田 秀 臣 君	教 育 課 長 宮 島 昭 典 君
スポーツ・文化振興課長 岡 田 謙 治 君	

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 窪 田 和 彦 君 次長（主幹） 鎌 田 富士夫 君

開会 午前10時00分

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） おはようございます。

会議に入ります前に、本日は、内野小学校6年生の児童の皆さんと引率の先生が、社会科の授業の一環として議会の傍聴に来られております。児童の皆さんは、短い時間ですが、しっかりと芦北町議会の様子を見ていただき、勉強に役立ててください。

[内野小学校 起立後一礼]

○議長（宮内道則君） それでは、これより本日の会議を開きます。

岡部君から欠席届が出ております。

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程のとおりであります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第1 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

令和5年度芦北町一般会計補正予算（第8号）

○議長（宮内道則君） 日程第1、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて 令和5年度芦北町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

令和5年度芦北町一般会計補正予算（第8号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億438万4,000円を追加し、総額を151億6,296万2,000円とするものでございます。また、第2条で繰越明許費、第3条で地方債の補正を計上しています。

歳出からご説明申し上げます。予算書は9ページをお願いいたします。

款2総務費です。財産管理費の3億円は、減債基金に積み立てるものです。

款3民生費です。児童福祉総務費は、財源組替です。

款8消防費です。災害対策費の438万4,000円は、能登半島地震に対する災害支援として職員を派遣するための特別旅費です。

次に、歳入についてご説明申し上げます。予算書は8ページをお願いいたします。

款10地方交付税の3億438万4,000円は、交付税確定に伴うものです。

款15県支出金20万円を減額し、款21町債を20万円増額する財源組替です。

予算書は4ページになります。

第2表繰越明許費補正について、ご説明いたします。

款8消防費の職員災害派遣事業439万8,000円は、派遣に係る職員の特別旅費を翌年度に繰り越すものです。

予算書は5ページになります。

第3表地方債補正について、ご説明申し上げます。

子育て支援事業を3,850万円に補正するものです。利率や償還方法等は表に記載のとおりです。10ページに地方債の現在高の見込み額に関する調書を添付しております。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第2 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第2、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて 芦北町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。佐竹税務課長。

○税務課長（佐竹貴幸君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

芦北町税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

主な改正について、ご説明いたします。

まず、個人住民税関係におきまして、令和6年度分の個人住民税の所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を行う規定や減税方法等、いわゆる定額減税の事務処理に係る条例の整備を行っております。

次に、住民税や固定資産税の減免につきまして、原則申請によるものとされておりますが、災害等の理由によりまして申請がなされない場合であっても、明らかに減免要件に該当すると認められる場合には、職権による減免を可能とする規定を追加しております。

また、固定資産税の負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置を3年間延長

する改正を行っております。

その他、地方税法等の改正による条文、条項の整理を行っております。

附則としまして、施行期日及び経過措置を規定しております。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第3、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて 芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。佐竹税務課長。

○税務課長（佐竹貴幸君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

芦北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令の改正に伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

今回の改正は、地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金等の賦課限度額が22万円から24万円に引き上げられるとともに、中低所得者への負担軽減を図るため、軽減判定所得の算定におきまして、被保険者に乗すべき額が、5割軽減で29万円から29万5,000円に、2割軽減で53万5,000円から54万5,000円に見直されたことから、条文の整備を行うものでございます。

附則としまして、この条例は令和6年4月1日から施行となります。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから承認第４号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、承認第４号は承認することに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第４ 報告第１号 一般会計の繰越明許費繰越計算書について

○議長（宮内道則君） 日程第４、報告第１号「一般会計の繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 報告第１号、一般会計の繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

令和５年度芦北町一般会計補正予算の第７号第２条及び第８号第２条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの表で、ご説明申し上げます。

この繰越事業につきましては、３月議会及び先ほどの承認第２号の各予算の中で、それぞれ繰越明許費として定め、議決及び承認を得ているものでございます。

款２総務費の芦北町役場非常用発電設備設置事業から、款１０災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業までの２２件、合計２１億８,０７１万２,０００円を翌年度へ繰り越しております。財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。

主な繰越理由は、災害復旧に伴う施工業者の不足等の影響により、適正工期が確保できないもの、また、国・県の事業承認後の事業着手となり、年度内に適正な事業実施期間の確保ができないなどの理由のため繰り越したものでございます。

また、５月末現在において、一部の事業については完了しているものの、多くの事業は完了に向け進捗が図られている状況でございます。以上で、ご報告申し上げます。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで報告第１号を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第5 報告第2号 一般会計の事故繰越し繰越計算書について

○議長（宮内道則君） 日程第5、報告第2号「一般会計の事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 報告第2号、一般会計の事故繰越し繰越計算書について、ご説明申し上げます。

令和5年度芦北町一般会計予算における事故繰越しを別紙のとおり行いましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

次のページの表で、ご説明申し上げます。

公共土木施設災害復旧事業、令和4年度公共土木施設災害復旧事業ともに、岩屋川内内木場線における災害復旧事業で、令和5年3月議会にて繰越明許費として定め、令和5年6月議会にて繰越額を報告し、令和5年度内に完了する予定で事業を進めてまいりましたが、令和4年7月豪雨被災により工事車両の進入が阻まれ、工事の長期中断を余儀なくされたことや、現場着手後に崩壊線が確認され、地質調査等を行う間、工事中断を余儀なくされたことなどから、年度内の工事完了ができなくなり事故繰越しを行ったものでございます。

なお、財源となります国庫補助につきましても、当該繰越がなされるよう協議済みでございます。

款10災害復旧費に係る2事業、3,392万5,497円を繰り越しております。令和4年度中にすでに工事請負契約を締結しており、令和5年度中の変更契約を経て、令和5年度末までに3,392万5,497円の工事請負契約を締結しておりますが、令和5年度末までの支出はございません。

また、繰越に係る財源内訳につきましては、記載のとおりでございます。以上で、報告申し上げます。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第6 報告第3号 有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について

○議長（宮内道則君） 日程第6、報告第3号「有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 報告第3号、有限会社あしきたマリンサービスの経営状況の報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものです。

まず、令和５年度の決算報告について申し上げます。資料３ページをご覧ください。

事業として、県立あしきた青少年の家の受託業務と、芦北海浜総合公園の管理運営業務を行っております。県立あしきた青少年の家の利用者数は５万５,６６９人で、新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴い行動制限が緩和されたことから、前年度比１３８％となっております。

芦北海浜総合公園につきましても、利用者数は前年度比１０８％の２万５,９６５人となりました。令和５年度の事業実績としましては、総売上高１億１,４５５万９,２２５円で、利用者の増により前年度を上回る売上額を確保し、当期経常利益は３０７万４５４円、当期純利益は２３３万５,９２６円となっております。詳しくは、貸借対照表が４ページから、損益計算書が６ページに、７ページから販売費及び一般管理費の計算内訳等、９ページに利益処分がございますので、ご覧ください。

次に、今年度の事業計画について申し上げます。資料は１０ページからになります。

県立あしきた青少年の家の業務委託につきましては、ひとつづくりＪＡＰＡＮネット・三勢共同体と５年間の契約を締結し、本年度は３年目となります。県により施設の大規模改修工事を終了し、快適な利用環境が整い、食堂運営についても新たなセルフサービス方式による食事提供方式を採用するなど、更なる集客に向けた明るい兆しもあります。利用者数は７万４,０００人を見込まれています。

芦北海浜総合公園におきましては、利用者の安全確保と利用確保の向上を図り、皆様から楽しまれる施設づくりに尽力してまいります。１１ページから収支計算書を記載しておりますので、ご覧ください。

なお、令和６年３月２９日に実施された臨時株主総会により、岩田教育長が有限会社あしきたマリンサービスの代表取締役就任されましたので、併せて報告いたします。以上で、報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これで報告第３号を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第７ 報告第４号 有限会社御立岬の経営状況の報告について

○議長（宮内道則君） 日程第７、報告第４号「有限会社御立岬の経営状況の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 報告第４号、有限会社御立岬の経営状況の報告につきまして、地方自治法第２４３条の３第２項の規定に基づき、議会に提出いたしましたので、その内容を報告するものです。

まず、令和5年度の事業報告について申し上げます。資料3ページをご覧ください。施設利用者の総数は、前年度比0.05%増の29万719人で、総売上高は、前年度比1.24%増の2億5,087万1,000円、経常利益はマイナス619万3,000円となりました。施設ごとの内訳は、公園利用者数7万9,509人、売上6,581万3,000円、温泉センター利用者数7万5,809人、売上6,615万1,000円、物産館利用者数10万6,145人、売上5,677万8,000円、レストラン利用者数2万9,256人、売上4,679万6,000円、塩事業の売上は1,533万3,000円となっております。経常利益のマイナスとなった要因は、燃料費等の物価高騰が主なものと考えられます。前期からの利益剰余金は2,991万3,000円から当期損益分を差し引き、剰余金は2,372万円となりました。

公園事業につきましては、水俣・芦北地域振興財団助成金を受けながら実施している、「岬から始まるオリーブの里づくり事業」が2年を経過しました。昨年度は、一部のオリーブの苗木が枯れるなど失敗はあったものの、現在は順調に生育し、オリーブ茶の試作やオリーブの収穫体験等を実施しております。

温泉課については、公園の宿泊者、特にキャンプ場利用者の増加に伴い、入浴客、売店客にも波及して計画を超える売上を達成しております。なお、貸借対照表が4ページに、損益計算書が5ページに、6ページから利益金処分などの報告書がございますので、ご確認ください。

次に、今年度の事業計画について申し上げます。資料9ページからになります。

全体的な事業計画としては、指定管理が使用料金制から利用料金制に移行し、3年間の指定管理者として第2期目の初年度となることから、役割と責任を明確にして収益増を目指します。

公園事業部では、農業観光の目玉事業として位置づけるオリーブ事業と、キャンプ場などの宿泊事業など全部門と連携して取り組み、年間を通した美しい公園の景観保全と集客収益アップのために、具体的な施策を行います。

物産館事業部では、田浦の人々に利用されるとともに、高速を降りて立ち寄りたくなる道の駅を目指し、商品の充実やイベント開催、情報発信などに取り組みます。10ページに物産館事業部の収支計画、11から12ページに公園事業部の収支計画を記載しておりますので、ご覧ください。

御立岬公園及び物産館は、全体的に施設の老朽化が進んでおり、より一層の適切な管理、計画的な修繕・改修を行うよう指導し、公益性の高い公園や物産館として更なる発展を図れるように助言を行ってまいります。以上で、報告を終わります。

○議長（宮内道則君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。 川尻君。

○10番（川尻成美君） 売上が前年度比から落ちておりますし、利益率も悪くなっております。これはやっぱり物価の高騰とかということも言われましたが、どこでもそういう状況が

あると思いますが、なかなか利用料金等を値上げっていうのは難しいかなと思いますが、今後どう考えておられますでしょうか。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

物価高騰等はですね、どこでもあることだと思いますが、今回の赤字につきましては、先ほど申しました、増設したキャンプ場やオリーブ園のですね、初期投資の経費が若干上がってマイナスになったと理解しております。料金設定につきましては、温泉のほうはですね、皆さんに承諾していただきまして、あと、かくかくいろいろ調べまして、上げるものは上げていくと、下げるものは下げていくというような検討をされると思っております。

○議長（宮内道則君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） これで質疑を終わります。

これで報告第4号を終わります。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第8 議案第50号 令和6年度芦北町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第8、議案第50号「令和6年度芦北町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。白坂企画財政課長。

○企画財政課長（白坂達也君） 議案第50号、令和6年度芦北町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,489万8,000円を追加し、総額を127億8,489万8,000円とするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。予算書は8ページをお願いいたします。

款2総務費です。一般管理費の61万4,000円は、定額減税に伴う給与システム改修委託料です。企画費の57万7,000円は、令和5年度のふるさと応援寄付金のうち、カンボジア学校建設募金分に係る寄付金です。

款3民生費です。社会福祉総務費の1億4,636万6,000円は、定額減税に伴い、定額減税可能額が令和6年分所得税額または個人住民税所得割額を上回る個人に対しての調整給付金3,200人分、1億4,080万円、及び調整給付金システム改修委託料183万5,000円などの事務経費、並びに令和6年度課税において新たに住民税非課税及び均等割のみ課税となる世帯の抽出に係る重点支援給付金システム改修委託料です。

障害者福祉費の15万2,000円は、熊本県重度心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴うシステム改修委託料です。

児童福祉総務費の51万1,000円は、保育所等における子どものプライバシー保護のためのパーテーション等の購入に係る補助金です。

予算書は9ページにわたります。

児童措置費の3,840万6,000円は、令和6年10月からの児童手当法改正に伴う児童手当3,553万円の増額及び法改正後の児童手当事務を円滑に進めるための事務経費等です。

款4衛生費です。予防費の6,173万2,000円は、予防接種法改正により新型コロナウイルス感染症が定期の予防接種に移行することに伴い、65歳以上の者及び60歳から65歳未満の重症化リスク者に対しての接種委託料6,166万5,000円等です。

款5農林水産業費です。中山間地域等直接支払事業費の28万4,000円は、5集落の面積変更に係る図面作成業務委託料です。

款6商工費です。観光費の201万3,000円は、町有温泉事業特別会計への繰出金です。

予算書は10ページになります。

款7土木費です。住宅管理費の60万6,000円は、住宅耐震化相談件数増加に伴う増額です。

款8消防費です。非常備消防費の77万円は、退職消防団員の増加に伴う退職功労金の増額です。消防施設費の250万円は、鎌瀬地区の嵩上げ工事に伴う防火水槽の解体工事費です。

款9教育費です。事務局費の10万円は、奨学資金貸付事業特別会計への繰出金です。教育振興費の20万円は、田浦中学校及び田浦小学校が研究指定校に指定されたことに伴うものです。公民館費の6万7,000円は、八幡地区公民館のエアコン設置に係る補助金です。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

款14国庫支出金です。民生費国庫負担金の3,303万2,000円は、児童手当交付金です。総務費国庫補助金の1億4,636万6,000円は、定額減税調整給付及び関連事務経費などに係る地方創生臨時交付金です。民生費国庫補助金の321万5,000円は、児童手当事務を円滑化するための子ども・子育て支援事業費補助金及び保育所等のパーテーション等の購入に係る補助金です。衛生費国庫補助金の3,844万5,000円は、新型コロナワクチン接種に係る助成金です。

款15県支出金です。民生費県負担金の124万9,000円は、児童手当交付金です。教育費県委託金の20万円は、田浦小学校、中学校の研究指定に充当するものです。

款17寄付金です。寄付金の10万円は、奨学資金貸付事業特別会計繰出金に係る指定寄付金です。

予算書は7ページになります。

款18繰入金です。ふるさと応援寄付金基金繰入金の57万7,000円は、カンボジア学校建設寄付金に充当するものです。

款19繰越金は最後に説明いたします。

款20諸収入です。雑入の250万円は、防火水槽の解体工事に係るものです。

最後に款19繰越金です。歳入歳出不足額2,921万4,000円に対し、前年度繰越金を充当するものです。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。川尻君。

○10番（川尻成美君） 1点です。住宅管理費の中で耐震の方が出ておりますが、これ、何件分なのか、そして今後予測されるのではないかなと思います。そういうのはどういうふう
に把握してあるのか、というのが、前、私、この問題については話したこともあるというふう
に思いますので、どのくらい把握してあるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（宮内道則君） 鎌倉建設課長。

○建設課長（鎌倉博之君） お答えいたします。

住宅耐震化促進事業費補助金の件数でございますけれども、これは7件分でございます。
7件分の耐震診断分です。1件はですね、当初予算で計上しておりましたので6件分の補助
金をここに計上させていただいております。

全体的な把握といいますか、把握につきましてはですね、相談ごとのうちの方が対応して
おります。現在、能登地震後にですね、かなり相談も増えたところで今回補正をお願いした
ところでございますけれども、1月1日に能登地震が起きまして、早い方のうちに相談があ
っております。例えば2月、3月。やはり時期が過ぎますと、最近相談者っていうのはかな
り少なくなってはきておりますけれども、あと、今後の見通しというところでございま
すけれども、やはり熊本地震でもそうだったかと思いますが、時が経つにつれてだんだん薄れて
くるというふうな情報がございますので、町としては、広報、周知をですね、徹底してい
きたいというふうに考えております。

また、相談がですね、あつて、耐震のほうをしたいという考えの方がいらっしゃったら、
またその都度ですね、補正とかをですね、お願いしていきたいというふうに考えております。
以上でございます。

○議長（宮内道則君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決
しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第 9 議案第 5 1 号 令和 6 年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（宮内道則君） 日程第 9、議案第 5 1 号「令和 6 年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中公広君） 議案第 5 1 号、令和 6 年度芦北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,180 万 9,000 円を追加し、総額を 30 億 3,280 万 9,000 円とするものでございます。

補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出からご説明いたします。予算書は 7 ページをお願いいたします。

款 1 総務管理費です。一般管理費の 65 万 4,000 円は、被保険者証の廃止に伴うシステム改修委託料でございます。

款 3 国民健康保険事業費納付金です。介護納付金分の 1,115 万 5,000 円は、県への納付額が確定したことに伴う補正でございます。

次に、歳入につきましては、6 ページになります。

款 3 県支出金です。158 万 4,000 円の減額は、国民健康保険システム改修委託料の財源を国庫支出金に組み替えるものでございます。

款 6 繰越金です。1,115 万 5,000 円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

款 8 国庫支出金です。223 万 8,000 円は、国民健康保険システム改修委託料の今回の補正に係る補助金及び財源組替に係るものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第 5 1 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 1 号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第 10 議案第 5 2 号 令和 6 年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（宮内道則君） 日程第 10、議案第 5 2 号「令和 6 年度芦北町有温泉事業特別会計補

正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。金商工観光課長。

○商工観光課長（金 辰信君） 議案第52号、令和6年度芦北町有温泉事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ201万3,000円を追加し、総額を1億5,101万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出からご説明いたします。予算書は7ページになります。

款1温泉運営費です。湯浦温泉センター運営費から計石温泉センター運営費の6万2,000円、1万7,000円、2万3,000円は、各施設の会計年度任用職員の人事異動などによる費用弁償の増額でございます。

大野温泉センター運営費の191万1,000円は、老朽化により故障した更衣室の空調機及び売店の排煙窓を修繕するものでございます。

次に、歳入につきましては、6ページになります。

款3繰入金です。201万3,000円は、一般会計からの繰入金を今回の補正財源とするものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第11 議案第53号 令和6年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮内道則君） 日程第11、議案第53号「令和6年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君） 議案第53号、令和6年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,410万円

とするものでございます。補正の内容につきましては、予算書をもとに歳出からご説明をいたします。予算書は7ページをお願いいたします。

款2 奨学資金積立金です。奨学資金積立金の10万円は、岩崎育英文化財団からの指定寄付金分を奨学基金に積み立てるものでございます。なお、当財団からは3年連続で寄付をいただいております、岩崎グループとしては5度目となります。基金全体では12件目の寄付となり、基金の総額は2,205万円となります。

次に、歳入につきましては、6ページになります。

款2 繰入金です。他会計繰入金の10万円は、一般会計で受け入れました寄付金分を繰り入れ、今回の補正財源とするものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第12 議案第54号 芦北町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第12、議案第54号「芦北町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題します。

本案について、説明を求めます。宮島教育課長。

○教育課長（宮島昭典君） 議案第54号、芦北町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

今回の改正は、予算の議決により奨学基金への積立を行えるよう、条例の規定を改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第13 議案第55号 芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第13、議案第55号「芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 議案第55号、芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、熊本県の要領の一部改正に伴い、当該事業において受給資格者が負担すべき自己負担額を、同月の診療分において、1医療機関につき入院の場合2,040円を2,000円に、入院外の場合1,020円を1,000円に改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第14 議案第56号 芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第14、議案第56号「芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。釜商工観光課長。

○釜商工観光課長（釜 辰信君） 議案第56号、芦北町御立岬公園条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、御立岬公園に設置した屋外サウナの利用料を設定する必要があるため、条例の一部改正を行うもので、貸切利用における使用料の上限を4時間2万円に設定するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。宮尾議員お願いします。

○9番（宮尾秀行君） ただいま釜商工観光課長から説明がございましたけれども、施設の概要等を少し説明をしていただきたいと思います。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○釜商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

この屋外サウナは、新しくできました新キャンプ場の中間にございまして、屋外でございます。熊本県では初めてということで、屋内にあるサウナは多いんですが、非常に珍しいということで、今回作らせていただきました。そしてサウナの中に入るのは6名が限度でございます。ぜひ、ご使用ください。

○議長（宮内道則君） 宮尾議員。

○9番（宮尾秀行君） 付随した施設の水風呂とか、そういう計画は今後ないのか、また、サウナが今、全国的にブームでありますけれども、ブームが故に全国的に事故が起きておりますので、今後経営をされるときにはその事故にも十分注意をしていただきたいと、これは要望しておきますが、その付随した施設等は、今後計画はないのか。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○釜商工観光課長（釜 辰信君） サウナだけではございまして、水風呂も2つあります。シャワーもついております。他のお客さんから見えないような塀もしております。そういったところで保健所の方からかなり厳しい指導を受けております。それと、お試しということもありますが、1日1組1グループで、まずはやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮内道則君） 他にございせんか。寺本修一議員。

○11番（寺本修一君） 宮尾議員の質疑に関連いたしますが、今、課長の方から、県内で初めての屋外サウナであるということでしたが、この4時間2万円というのは、適当な価格か、他県での類似施設とか、そういうのももちろん検討されたと思いますが、この4時間2万円は適当な価格であるのか、説明をお願いします。

○商工観光課長（釜 辰信君） お答えします。

我々もかなり他のもので、自治体、熊本県にございましたので、県外の屋外サウナを調べました。大体全国的に2万円から4万円程度が多くなっております。それと人件費や薪等をですね、勘案しながら計算をした次第でございます。

○議長（宮内道則君） 寺本修一議員。

○11番（寺本修一君） よく理解しましたが、今回の条例でこの料金が上程されたわけですが、今までの利用は、利用しておりましたか、どうなっておりましたでしょうか。

○議長（宮内道則君） 釜商工観光課長。

○商工観光課長（釜 辰信君） 保健所の許可が出るまでは、使わせておりませんでした。ただ、試しにどのぐらいかかるのか、準備にどのぐらいかかるのか、掃除にどのぐらいかかるのかということで、うちの職員が多少入っております。以上です。

○議長（宮内道則君） 他にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第15 議案第57号 芦北町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮内道則君） 日程第15、議案第57号「芦北町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。池田福祉課長。

○福祉課長（池田康浩君） 議案第57号、芦北町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、国の基準の一部改正に伴い、教育保育施設の重要事項に係る書面掲示の義務付けに加えて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことや、文言の適正化、用語の整理に伴う改正でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり、可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第16 議案第58号 工事請負契約の締結について

○議長（宮内道則君） 日程第16、議案第58号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第58号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本議案は、湯浦運動公園照明設備改修工事の請負契約締結の承認に係るものです。

- 1 契約の目的 湯浦運動公園照明設備改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 6,325万円 なお、落札率は94.3%でした。
- 4 契約の相手方 熊本県葦北郡芦北町大字湯浦408番地3
太陽電気株式会社芦北営業所
芦北営業所長 大石 克巳

本工事は、湯浦運動公園の照明について、水銀灯からLED照明に更新する工事となります。

次に、入札の経緯について申し上げます。

本工事は、高所作業を行う工事であり、高所作業車やクレーン車を使用した工法を熟知した業者を選定する必要があるため、完成工事高1億円以上、経営審査点1,000点以上などの要件を満たす県内電気工事業者、Aランク12社による指名競争入札を実施しました。入札及び仮契約については、令和6年5月9日に行っております。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で、説明を終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第17 議案第59号 工事請負契約の締結について

○議長（宮内道則君） 日程第17、議案第59号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、説明を求めます。松本総務課長。

○総務課長（松本俊造君） 議案第59号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本議案は、芦北町防災行政無線施設整備工事の請負契約締結の承認に係るものです。

- 1 契約の目的 芦北町防災行政無線施設整備工事
- 2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル）
- 3 契約の金額 6億7,078万円 なお、見積上限額に対する率は78.9%でした。
- 4 契約の相手方 福岡県福岡市博多区東比恵3丁目1番2号
エコー電子工業株式会社 本社
本社責任者 守 正幸

この件に関しましては、先般の全員協議会において説明をさせていただきましたが、本工事は、戸別受信機や屋外拡声子局など既存の防災行政無線設備のすべてを更新する工事となります。

次に、業者選定の経緯について申し上げます。

防災行政無線の整備にあたり、価格、機器の機能や操作性、整備後の保守や修繕対応など総合的な提案による選定を行うことが効果的であると考え、公募型プロポーザル方式を採用することとし、応募のあった3社から、5月17日の審査委員会において選定されたものでございます。仮契約につきましては令和6年5月29日に行っております。

なお、提案理由は記載のとおりです。以上で、説明終わります。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） ここで議案配布のため、しばらくお待ちください。

〔議案 配布〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 配付漏れなしと認めます。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第18 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（宮内道則君） 日程第18、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について、説明を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

住所、熊本県葦北郡芦北町大字田川1315番地3、氏名、中原紀子。

この件につきましては、令和6年9月30日に任期満了となるものでございまして、法務大臣に候補者として推薦するために、当議会に提案させていただくものであります。

中原紀子氏でございますが、平成24年10月から人権擁護委員として法務大臣から委嘱され、現在4期目でございます。

温厚にして篤実な人柄は、町民からの信望も厚く、また豊富な行政経験は、人権擁護委員に最適と認め、ここに議会の意見を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮内道則君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり適任者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり適任者として認めることに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第19 議員派遣の件について

○議長（宮内道則君） 日程第19「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第100条及び会議規則第127条の規定により、議席に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、議席に配付のとおり派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合には、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任とすることに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

第20 総務厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第21 建設経済文教常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第22 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

第23 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮内道則君） 日程第20から日程第23までの各委員会の閉会中の継続調査の申出書を一括議題とします。

各委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮内道則君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

○議長（宮内道則君） これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回芦北町議会定例会を閉会します。ご苦労様でした。

----- ○ ----- ○ ----- ○ -----

閉会 10時59分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員

芦 北 町 議 会 会 議 録
令 和 6 年 第 2 回 定 例 会

令和6年8月発行

発行人 芦北町議会議長 宮内道則

芦 北 町 議 会 事 務 局

〒869-5498 葦北郡芦北町大字芦北 2015

電話 (0966) 82-2511

